

赤磐市空家等対策計画改定業務に係る
公募型プロポーザル方式実施説明書

令和4年5月

赤磐市 建設事業部 建設課

1 目 的

本業務は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月27日 法律第127号)(以下、「法」という)並びに空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年2月26日総務省・国土交通省告示第1号)(以下、「基本指針」という)に基づき、下記の業務を行うものであり、空家等の適正管理や有効活用等を推進するため、赤磐市空家等対策計画を改定することを目的とする。

- ①空家実態調査の課題整理
- ②赤磐市空家等対策計画改定
- ③協議会等運営支援

2 業務概要

- (1) 業 務 名 赤磐市空家等対策計画改定業務
- (2) 業 務 内 容 別紙1「赤磐市空家等対策計画改定業務仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 履行期間は、契約締結の日から令和5年3月31日までとする。
- (4) 提案上限額 6,314,000円(うち消費税額574,000円)
※提案上限額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 令和3年度赤磐市建設工事等入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント関係)の「建築関係建設コンサルタント業務」または「土木関係建設コンサルタント業務」のいずれかの部門に登載されている者であること。
- (2) 令和3年度赤磐市建設工事等入札参加資格審査申請書において、岡山県内に主たる営業所を有していること。又は令和3年度赤磐市建設工事等入札参加資格審査申請書に記載された、岡山県内に主たる営業所から契約権限の委任を受けた営業所を有していること。
- (3) 平成31年4月以降に日本国内の国又は地方公共団体において本業務に類似する同等以上の業務を履行し、完了した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までいずれの日においても、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 赤磐市暴力団排除条例(平成23年赤磐市条例第18号)第2条第1号から第3号

までに該当しない者であること。

- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

4 参加申込書の提出

- (1) 提出期間 令和4年5月24日（火）から令和4年6月2日（木）まで
(2) 提出方法 持参又は郵送

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。（市の閉庁日を除く。）また、郵送の場合は、令和4年6月2日（木）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

- (3) 提出場所 赤磐市建設事業部建設課

- (4) 提出書類

- ① 提案参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第10号）
- ③ 委任状（代理人を定める場合）（様式第11号）
- ④ 使用印鑑届出書（様式12号）
- ⑤ 会社の事業概要がわかる会社案内等の資料
- ⑥ 業務履行完了実績を記載した資料

- (5) 提出部数 各1部

- (6) 参加資格審査結果通知

- ① 参加資格審査結果の通知は、令和4年6月3日（金）までに電子メールにて通知するとともに文書にて通知する。
- ② 参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日（市の閉庁日を除く。）以内に公募型プロポーザル方式提案参加資格不適合理由の説明要求書（様式3号）により説明を求められることができる。
- ③ ②の説明を求められたときは、原則として説明を求められる期間の最終日の翌日から起算して5日以内（市の閉庁日を除く。）に提案参加申込書に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて回答する。なお、受信の確認を電子メールで返信すること。また、同時に書面でも回答する。

5 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和4年5月24日（火）から令和4年6月1日（水）まで

- (2) 受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書（様式第9号）に記入のうえ、令和4年6月1日（水）午後5時までに質疑を電子メールにて赤磐市建設事業部建設課へ E-mail (tokei@city.akaiwa.lg.jp) に添付し提出すること。E-mail の件名の先頭に「赤磐市空家等対策計画改定業務に関する質問」と必ず記載すること。受付期間経過後の質問及び指定した

方法以外での質問は一切受け付けない。

- (3) 回 答 公平性を保つため、令和4年6月2日(木)までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

6 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第8号)を令和4年6月17日(金)午後5時までに、持参もしくは郵送で提出すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。(市の閉庁日を除く。)また、郵送の場合は、令和4年6月17日(金)午後5時必着とする。

7 提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

① 提案書… 8部(正本1部、副本7部)

(ア) A4判の任意様式で作成し、製本して提出すること。

(イ) 提案内容は、会社概要(実績・営業所・従業員数等)、実施体制(実施スケジュール、人員配置等)、仕様書に掲げる業務項目の実施方法について具体的に記述することとし、1者につき1件とする。

② 経費の概算見積書… 1部 ※見積書は消費税込みの額とする。

(2) 提出期間 令和4年6月3日(金)から令和4年6月17日(金)まで

(3) 提出先 赤磐市建設事業部建設課

(4) 提出方法 持参又は郵送

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。(市の閉庁日を除く。)また、郵送の場合は、令和4年6月17日(金)午後5時必着とし、簡易書留に限る。

8 プレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーションの内容

提案書についてプレゼンテーションを行う。

(2) 実施日(予定)

令和4年6月24日(金) 山陽産業会館2階ふるさと交流室

プレゼンテーションの時間等の詳細は後日、提案参加者ごとに提案参加申込書に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知する。なお、受信の確認を電子メールで返信すること。また、同時に書面でも通知する。

(3) プレゼンテーションの実施方法

① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

② プレゼンテーションの時間は企画提案書の説明を20分(プレゼンテーション12分、質疑8分)以内とする。準備、片付けの時間は各5分とする。

- ③ プレゼンテーションの参加者は3名以内とする。
- ④ パワーポイント等を使用する場合は、プロジェクター、スクリーン等の必要機材は提案参加者で用意すること。
- ⑤ プレゼンテーションは非公開とする。

9 審査方法

本事業の実施者の選定は、「公募型プロポーザル方式」で行い、「赤磐市空家等対策計画改定業務プロポーザル審査委員会」において、提出書類、提案書とプレゼンテーションの内容を基に総合審査方式で行う。総合評価点が高い者から順位を付け、最も高い者を受託候補者として選定する。総合評価点が高点の場合は、提案内容、会社規模・提案参加者の策定実績、経費の順に評価点が高い者を上位とする。なお、総合評価点の得点率が50%未満の場合は選定を見送る。また、審査は非公開とする。

10 評価基準

別表1のとおり。

11 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお個別の審査結果については、非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

12 失 格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合。
- (2) 提案書類等に虚偽及び不備があった場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査終了までの間に、当市の指名停止の措置を受けた場合。

13 契約手続き

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託業者と示談により決定する。なお示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、赤磐市空家等対策計画改定業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとする。

14 その他

- (1) 提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 市長は事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。さらに虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (9) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (10) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。
- (11) 採点表及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間中は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (12) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

15 担当部署

- (1) 所在地 〒709-0898
岡山県赤磐市下市344番地
赤磐市建設事業部建設課
- (2) 連絡先 TEL 086 - 955 - 1485 FAX 086 - 955 - 6860
E-mail tokei@city.akaiwa.lg.jp
- (3) 担当者 建設課 都市管理班 藤野

別表1 評価基準

評価項目	細目	配点
1. 業務内容の提案		
(1) 計画準備	業務体制	10点
	配置技術者（業務実績含む）	10点
(2) 空家実態調査の課題整理	①実態調査の分析	10点
	②空家所有者等意向調査	10点
	③課題の整理	10点
(3) 赤磐市空家等対策計画の作成	①他都市における取組の情報収集	5点
	②赤磐市空家等対策計画の作成	10点
	③計画概要版及び広報資料の作成	10点
(4) 協議会等運営支援	①庁内検討会議の運営支援	10点
	②空家等対策協議会の運営支援	10点
2. 見積金額		5点
	合計	100点